

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 大字の変更
土地改良事業の認可
- ◇教委告示 土地改良事業計画の縦覧
収入証紙小売さばき人の指定
- ◇公告 臨時教育委員会の招集
保護文化財等の指定
- ◇告示 調理士試験の実施

告示

鳥取県告示第四百六十三号

地方自治法第二百六十条第一項の規定により、昭和三十年九月一日から、八頭郡河原町において、大字北の名称を大字北村と変更した旨、河原町長より届出があつた。

昭和三十年九月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する第十条第一項の規定により、土地改良区の新たな土地改良事業を行うことについて、次のように認可した。

昭和三十年九月二十三日

鳥取県知事 遠藤 茂

土地改良区の名称 認可年月日

泊村小浜土地改良区 昭和三十年九月十七日

北条川 ”

鳥取県告示第四百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する第七条第一項の規定により、東伯郡大栄町大字瀬戸市田稔外七十八人及び同郡東郷町大

字藤津中村幸一外二十七人の者から数人が共同して行う土地改良事業の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画及び規約につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十年九月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

1 土地改良事業計画書の写

2 規約の写

二 縦覧期間

昭和三十年九月二十四日から同年十月十三日まで

三 縦覧の場所

東伯郡大栄町役場

〃 東郷町〃

四 異議の申立

利害関係人において公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第四百六十六号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定による小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十年九月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

番号 氏 名 売さばき場所 住所

二八八 西伯郡 畜産農業協同組合 米子市勝田町 同上
米子市 連合会 会長 佐伯忠義 三十六番地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十二号

臨時教育委員会を次のとおり指集する。

昭和三十年九月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 河 合 弘 道

一日時 昭和三十年九月二十三日 午前十一時

一 場所 鳥取県教育委員会 会議室

一 議題 公立学校共済組合鳥取県支部運営審議会委員等の任命委嘱について

鳥取県教育委員会告示第四十三号

鳥取県文化財保護条例（昭和二十七年四月鳥取県条例第

十三号）第六条の規定により、昭和三十年九月六日鳥取県保護文化財及び鳥取県指定名勝に次のとおり指定した。

昭和三十年九月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 河 合 弘 道

種別	名称	員数	寸法、材質	所在の場所	所有者	所有者の住所	指定基準の内規
鳥取県保護文化財彫刻	勢至菩薩立像	一軀	二尺六寸 檜材	八頭郡河原町大字北二六四 観音寺	観音寺 代表者 田中隆長	八頭郡河原町大字北二六四	絵画彫刻の部 二
二 天然記念物	鳥取県指定天然記念物						
	弓河内の大シダレザクラ			八頭郡河原町大字弓河内二五二	露木市雄	目通周田 二米四十五 東西十五米 南北八米	指定基準内規 二、植物の部 一

公 告

鳥取県調理士条例（昭和三十年四月鳥取県条例第二十四号）第三条の規定により、鳥取県調理士試験を次の要領により実施する。

昭和三十年九月二十三日

鳥取県知事 遠 藤 茂

要 領

一 受験資格

昭和三十年十月二十三日において年令十八才以上で食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十九條第二項に規定する施設または食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第五條第一号に規定する施設において食品の調理業務に二年以上の経験を有するもの。

二 申込手続

1 願書の受付期間

昭和三十年十月一日から同年十月十五日まで（郵送

の場合は十月十五日消印まで有効）とする。

2 受験のため提出する書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所地を管轄する保健所に提出する。

イ 履歴書（特に調理に関する経歴を詳細に記入のこと。）

ロ 調理業務に二年以上の経験を有するものである証明書。

ハ 写真（手札型、脱帽上半身で最近六箇月以内に撮影したもの。）

三 試験科目

1 衛生法規大意

2 公衆衛生学大意

3 食品学大意

4 食品衛生学大意

5 栄養学大意

6 調理

四 試験実施日時

五 試験場所

鳥取県保健所管内

鳥取市県立鳥取西高等学校第二校舎

郡家

八頭郡郡家町立中央中学校

浜村

気高郡気高町浜村小学校

倉吉

倉吉市県立倉吉東高等学校

米子

米子市県立米子東高等学校

根雨

日野郡根雨町立公会堂

六 受験料

二百円（鳥取県収入証紙を受験願書にはりつける）

七 携行品 筆記用具

八 受験者は当日八時まで試験場に出頭すること。

九 合格者名は試験後十日以内に所轄保健所に掲示する。

十 受験願書用紙はもよりの保健所に備えつけてあるから利用すること。